

## ○桑都市図書館条例（昭和 59 年桑都市条例第 38 号）

## （設置）

第 1 条 市民の図書その他の資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

## （名称及び位置）

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 桑都市図書館
- (2) 位置 桑都市中央町 1128 番地 2

## （職員）

第 3 条 図書館に、桑都市職員定数条例（昭和 43 年桑都市条例第 20 号）に定める職員の定数の範囲内において館長のほか、司書、司書補その他の職員を置く。

## （図書館協議会）

第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、図書館に、桑都市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 3 委員の定数は、10 人以内とする。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。